

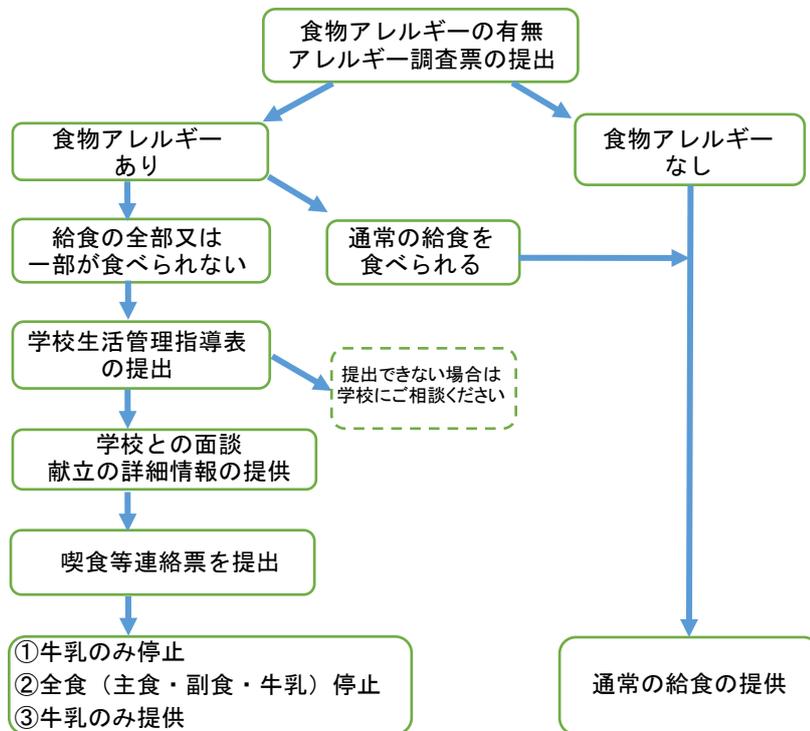
「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の概要

根室市教育委員会

近年、生活環境や疾病構造の変化に伴いアレルギー疾患を有する児童生徒が増加しており、中でも、食物アレルギーは児童生徒の命にかかわる重大な事故につながりかねないことから根室市教育委員会では安心安全な学校生活を送れるよう「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定しました。

【根室市学校給食の食物アレルギー対応ガイドライン】

根室市の学校給食では、除去食・代替食の対応はできませんが、アレルギー調査票と学校生活管理指導表を活用して医学的な根拠に基づき、可能な限り一人一人の状況に応じて安心して学校給食が食べられるよう対応します。



【食物アレルギー発生時の対応】

食物アレルギーの発症、特にアナフィラキシーショックなど重い症状を発症した場合は、主治医や保護者等と連絡をとるほか、必要に応じて、救急車の要請や医療機関での受診など迅速な対応を行います。

アナフィラキシーを発症する可能性があり、アドレナリン自己注射薬（エピペン）を処方されている児童生徒の場合は、在校時は必ず本人が1本目を携行してください。

学校に2本目を保管依頼する場合は、「エピペン保管依頼書」を学校へ提出してください。保管期限が切れたときは保護者へ返還します。

エピペンの注射については、緊急時でも児童生徒本人ができる場合は本人が注射しますが、意識がないなど本人が注射できない場合は、居合わせた教職員により注射します。

【生活管理指導表の提出について】

学校給食の詳細な献立表や給食停止などの対応を希望する場合は、学校生活管理指導表の提出を基本とします。

学校生活管理指導表は毎年提出してください。1年に一度アレルギー検査をすることで、食べられなかったものが食べられるようになったり、アレルギー疾患に対する治療を見直すチャンスとなります。

※主治医と相談し、提出済みの指導表に変化がない場合は継続使用できます。

大事なお子さんを守るためには、医師の診断に基づいて作成された学校生活管理指導表を提出し、学校と保護者が確実な情報を共有しておくことが大変重要です。